

3. 広域化・共同化

(1) 【京都府】相楽東部広域連合	14
(2) 【鹿児島県】大隅広域図書館ネットワーク	14
(3) 【高知県・高知市】図書館の共同整備	15
(4) 【東京都杉並区・静岡県南伊豆町】特別養護老人ホームの整備	15
(5) 【長野県飯田市】戸籍システム機器の共同利用	16
(6) 【静岡県】地方税滞納整理機構の設立	16
(7) 【長崎県】県振興局と市町の執務室共同化	17
(8) 【岩手県内3市町】水道事業の広域化（岩手中部広域水道企業団）	17
(9) 【群馬県内8市町】水道事業の広域化（群馬東部水道企業団）	18

【京都府 相楽東部広域連合】

教育委員会事務の統合

背景・取組内容

- ・京都府 和束町、笠置町、南山城村の3町村は、平成14年、木津町との合併協議が破綻。
- ・三位一体改革による交付税減少、税収減少、人口減少等により、財政状況が悪化。
- ・3町村の区域を越えた広域的な行政需要に対応するため、一体的な事務の効率化の必要性。
- ・これらの諸課題に対応するための平成20年、全国初の教育委員会の統合を中心とした「相楽東部広域連合」を設立。
- ・実施事務は、広報誌の発行、教育委員会の設置及び運営、要保護児童対策地域協議会など福祉に関する事務、じんかい処理施設の設置及び運営、児童館の設置及び運営等。



効果

- ・教育委員と事務職員の削減による人件費及び事務費の削減(▲約5,200万円/年)
教育委員 14人→5人(▲9人)、事務職員 13人→9人(▲4人)

【鹿児島県内6市町村】

大隅広域図書館ネットワークシステム

背景・取組内容

- ・鹿屋市における図書館(室)では、図書館システムの老朽化、システム化の未対応が課題。一方、周辺自治体においても導入費用が課題となり、システム導入は一部の市のみ。
- ・鹿屋市は、平成21年に、大隅地域の2市5町(垂水市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町)と「大隅定住自立圏の形成に関する協定書」を締結。鹿屋町、肝付町、大崎町、南大隅町、錦江町、東串良町が連携して取り組む政策分野に「構成市町の住民への図書利用サービス」「図書化ネットワークシステムの構築」を追加。
- ・平成25年3月29日に鹿屋市、大崎町、南大隅町、肝付町が共同でシステム利用開始。

効果

- ・インターネット・携帯電話での蔵書検索・予約のほか、民間配送会社を利用した図書館間での書籍の取り寄せ、共通の図書カードを利用した貸出が可能となるなど、住民の利便性が向上。
- ・システム等の委託会社との間で、鹿屋市を本館、他町を分館とするコスト設定を行うことにより、町単独で導入した場合に比較して大幅なコスト削減が図られた。

【高知県・高知市】

図書館の共同整備

背景・取組内容

- ・ 県と市の旧施設の老朽化・狭隘化・耐震化への対応が同時期に必要となったことから、両者で協議を行い一体的に整備する方針を決定。
- ・ 平成 30 年夏頃に新図書館等複合施設「オーテピア」を開館予定。
- ・ 複合施設には、高知県立図書館と高知市民図書館本館の合築による新図書館（オーテピア高知図書館）、声と点字の図書館、高知みらい科学館の 3 つの施設を整備する計画。

効果

- ・ 住民の利便性向上（県と市の図書館資料が 1 か所で借りられる等）。
- ・ 情報収集・発信機能の向上（歴史的な資料の集積、ホームページの一本化等）。
- ・ 県と市の資料の重複の回避、専門図書の充実。



【東京都杉並区・静岡県南伊豆町】

特別養護老人ホームの整備

背景・取組内容

- ・ 杉並区と南伊豆町は、昭和 49 年に同町で区立南伊豆健康学園を開設以来の友好関係。
- ・ 両自治体共通の行政課題である、高齢化に伴う介護施設の不足。
- ・ 杉並区が高齢者の選択の幅を広げる取組として「保養地型特養」を南伊豆町へ提案。
- ・ 現在は、南伊豆町からの提案により、町の中心部に位置する旧中央公民館跡地へ、町の健康福祉センターとの共同整備を計画（定員 90 名）し、平成 29 年度中の開設を目指している。



効果

- ・ 用地確保が困難な都市部での特養ホーム不足の解消に向けて、一定の役割を果たす。
- ・ 自治体間の交流を更に深め、福祉、雇用、観光産業等、地域の活性化を図ることができる。

今後の課題

- ・ 入居者本人の意思の尊重と家族や地域から切り離されないための十分な配慮。
- ・ 健康なうちに移住し、社会的関係を築くための、早期からの住み替え支援。

【飯田市・下伊那】

戸籍システム機器の共同利用

背景・取組内容

- ・原則市町村ごとに取り扱うこととされていた戸籍事務について、平成7年から戸籍法施行規則の解釈上、複数の自治体が共同で外部設置するサーバを利用することが可能。
- ・戸籍の電子化に伴い、機器更新・維持経費等のコストが負担。
- ・飯田市にサーバを設置し、飯田市・下伊那14市町村で戸籍システム機器の一部を共同利用（南信州定住自立圏形成協定による）。
- ・飯田市がサーバ管理等を行い、町村が経費の負担等。

第1次（平成27年11月～）飯田市、高森町、根羽村、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
 第2次（平成29年11月～）松川町、阿南町、阿智村、平谷村、売木村、天龍村

効果

経費 約2億5,000万円→約1億3,000万円（▲1億2,000万円、▲48%）（5年間）

【静岡県】

地方税滞納整理機構の設立

背景・取組内容

- ・滞納の解消という喫緊の課題に対応するため、平成20年より、静岡県は県内全市町村（35市町）と滞納整理機構を設立。県・市町の徴収困難な徴収事務を一括して実施。
- ・軽自動車税の申告書を一元的にデータ化し、市町にそのデータを配布するシステムを構築。



効果

- ・機構による滞納整理業務の費用対効果額は、約15倍（平成20年→25年）。
 - ・徴収率も向上（単位：百万円）
- <平成20年> 引受額：3,590、徴収額：826、徴収率：23.0%
- <平成25年> 引受額：1,724、徴収額：739、徴収率：42.9%

区 分		25年度	6年間 (20～25年度)
間接	移管予告による自主納付等	12.6億円	115.6億円
	機構の徴収額	7.4億円	45.6億円
直接	納付約束額	3.1億円	20.5億円
	効果額合計①	23.1億円	181.7億円
費用(構成団体負担額)②		1.9億円	11.7億円
費用対効果(①/②)		12.2倍	15.5倍

【長崎県・県内市町村】

県振興局と市町の執務室共同化

背景・取組内容

- ・離島地区（五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市）において、各島の県振興局と各市町と同じ部門の配置を平成 21 年度から順次一体化。県と市町の職員が同じフロアで業務を遂行し、一体となって課題に取り組む体制を構築。
- ・平成 21 年 6 月から実施
五島市（農林部門・建設、水産部門） 新上五島町（農林部門、水産部門）
- ・平成 24 年 3 月から実施
壱岐市（農林部門、水産部門） 対馬市（農林部門、税務部門）

効果

- ・関係団体の用務が一か所に対応できるようになるなど、申請・許可の処理、行政相談等の手続が円滑化。住民の利便性が向上し、スピード感のある行政運営が可能。
- ・市町と県の職員が目的や情報・専門知識の共有を図り、多様な分野において連携を深めながら、地域課題に一体となって取り組めるための環境が実現。

【岩手県北上市、花巻市、紫波町】

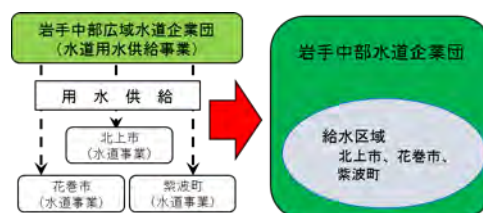
水道事業の広域化（岩手中部広域水道企業団）

背景・取組内容

- ・平成 14 年 2 月、水道事業者に用水を供給する岩手中部広域水道企業団の議会から「末端給水を想定した将来展望を検討すべき」との提言がなされる。企業団及び受水自治体である北上市、花巻市、紫波町において「岩手中部広域水道事業在り方委員会」を開催し、平成 18 年 3 月に用水供給と末端給水の垂直統合による広域的水道事業経営は、経営の安定化、効率化等に大きな効果をもたらす内容を報告。
- ・上記報告を受け、「地域水道ビジョン」、「岩手中部水道広域化基本構想」等の計画を順次策定し、平成 23 年 10 月に「岩手中部地域水道事業に関する覚書」、平成 25 年 10 月に「岩手中部地域水道事業の統合に関する協定」を締結。
- ・平成 26 年 4 月から新たに組織した「岩手中部水道企業団」として、北上市、花巻市、紫波町を給水区域とする水道事業を開始。

効果

- ・施設再構築（ダウンサイジング）による事業費の縮減。
- ・将来的な水道料金の値上げ幅の抑制。
- ・水源の共有化により、不安定水源の割合を縮小。
- ・企業団としてのプロパー職員の確保による技術基盤の安定化。



【群馬県内 8 市町】

水道事業の広域化（群馬東部水道企業団）

背景・取組内容

- ・昭和 56 年 8 月に群馬県桐生市、太田市、館林市、みどり市と栃木県足利市、佐野市の水道事業者で構成する「両毛地域水道事業管理者協議会」を設立し、水道事業における問題点の協議や研修、課題研究を実施。
- ・平成 21 年から、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の老朽化対応、技術力の低下等の課題等の対応として広域化の検討を開始し、平成 23 年からの「広域連携検討WG」では、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の 3 市 5 町による広域連携が有効であるとの内容を報告。
- ・平成 24 年 5 月に上記報告を受けた 8 市町の首長は、水道事業の統合により課題の解決にあたることを合意。同年 7 月に「群馬東部水道広域研究会」を設立し、基本構想や基本計画を作成。
- ・平成 25 年 10 月に「群馬東部水道事業の統合に関する基本協定」を締結し、同年 11 月に「群馬東部広域水道事業統合協議会」を設立。
- ・平成 28 年 4 月から新たに組織した「群馬東部水道企業団」として、8 市町を給水区域とする水道事業を開始（水道料金は各自治体で異なる）。

効果

- ・施設の統廃合により、無駄な投資を抑制。
- ・水平統合で業務を共同化することにより、運営を効率化。
- ・企業団としてのプロパー職員の確保による技術基盤の安定化。

